

## 17 火山防災対策編関係

図1 平常時における業務対応課一覧表

実施主体		内容	
市	情報伝達	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討)</li> </ul>
		危機管理課、広報課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> </ul>
		危機管理課、観光戦略課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> </ul>
		福祉事務所、教育委員会事務局、健康づくり課、地域自治課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者、外国人等への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等)</li> </ul>
		危機管理課、福祉事務所、教育委員会事務局、地域自治課、ウイズスポーツ課、市民税課、資産税課、納税管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> </ul>
	避難計画	危機管理課、観光戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> </ul>
		危機管理課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> </ul>
		危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、資産活用課、政策企画課、住宅政策課、公共建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握(市避難計画等の策定)</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・避難場所の検討</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめの設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> </ul>
		福祉事務所、教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> </ul>
		危機管理課、福祉事務所、教育委員会事務局、健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> </ul>
		福祉事務所、教育委員会事務局、健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> </ul>

実施主体		内容	
市	避難計画	危機管理課、危機管理課 (駿東伊豆消防本部)、福祉事務所、健康づくり課、商工振興課、産業政策課、教育委員会事務局、地域自治課、病院事務局、まちづくり政策課	・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
	訓練	危機管理課、福祉事務所、地域自治課、教育委員会事務局、人事課、市民税課、資産税課、納税管理課、健康づくり課	・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
		危機管理課、観光戦略課、商工振興課、産業政策課	・県と連携し、観光客の避難誘導訓練等の実施
	教育	危機管理課、教育委員会事務局	・学校等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
	交通	危機管理課、危機管理課 (駿東伊豆消防本部)、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課	・県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定 ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定(市避難計画等の策定) ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(市避難計画等の策定) ・避難ルートにおける避難誘導
	降灰	危機管理課、河川課、道路管理課、道路建設課、建設デザイン政策課、環境政策課、クリーン管理課、クリーンセンター収集課、新中間処理施設整備室、地域自治課	・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定 ・降灰に関する土砂対策
	畜産	農林農地課	・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	医療	健康づくり課、病院事務局	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

この表は、実施主体となる業務対応課の一覧であり、所管施設や関係機関との調整等、個別に関連する業務は、状況に応じ、全部署にて対応する。

図2 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

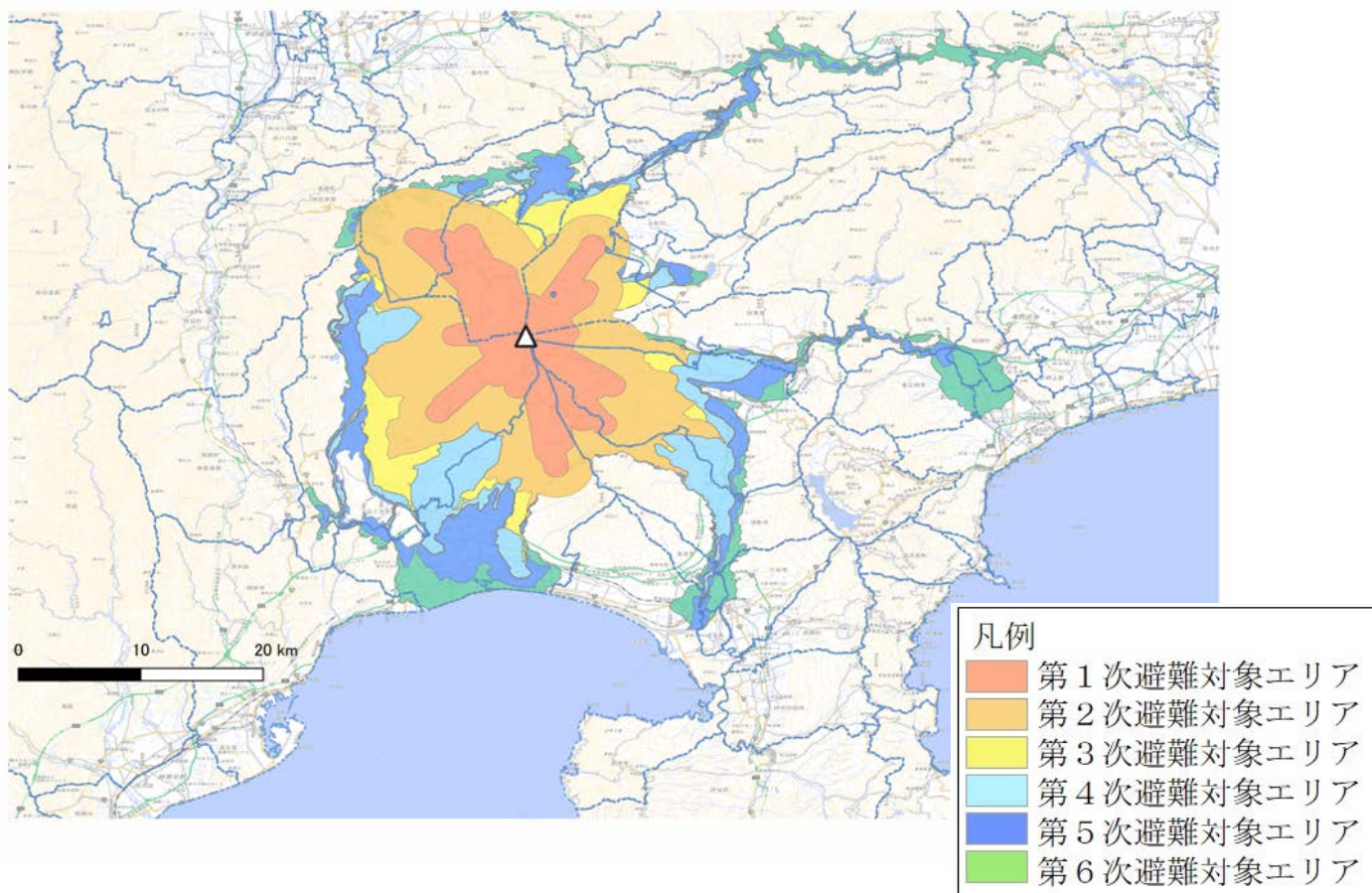


図3 降灰の影響想定範囲

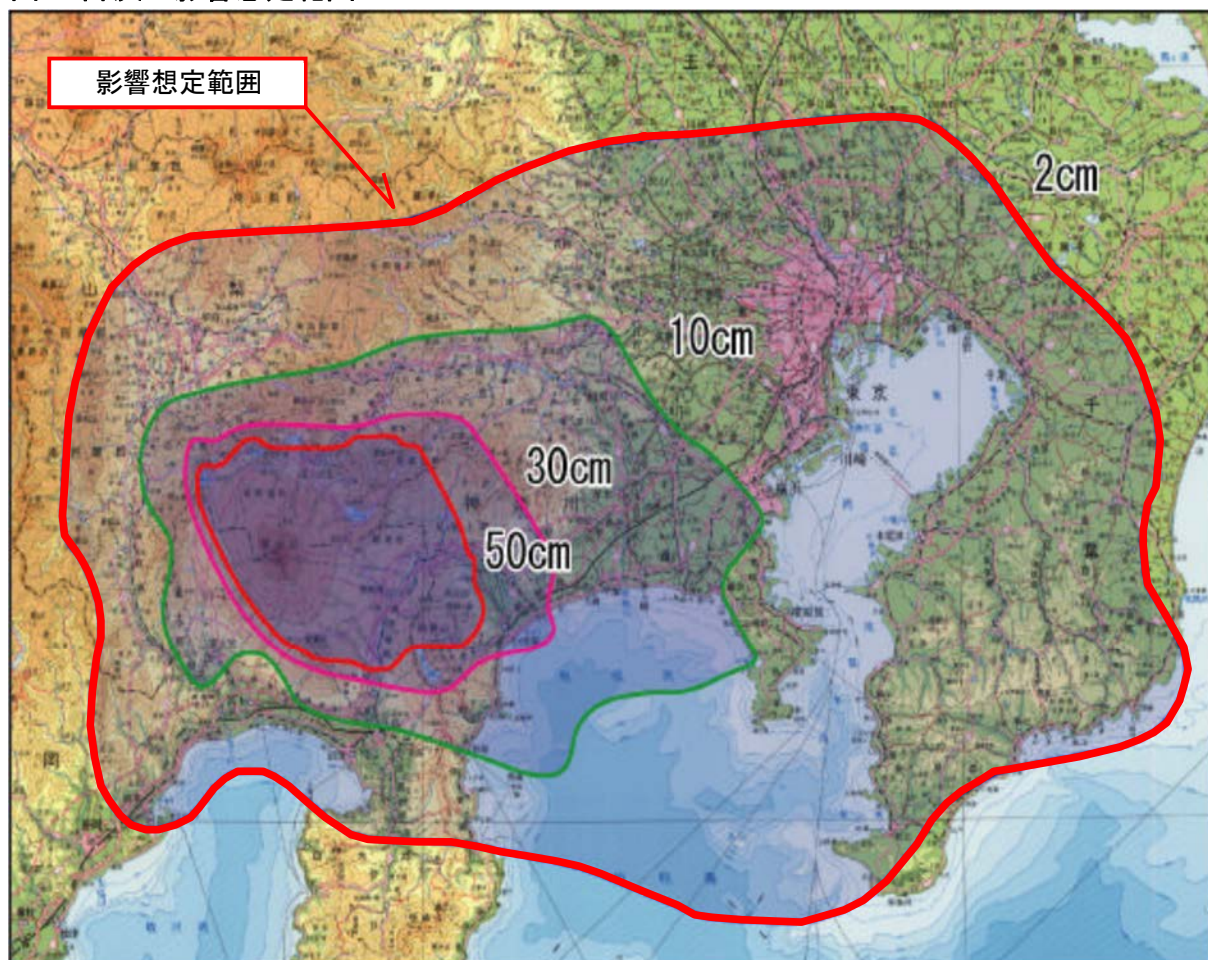


図4 小さな噴石の影響想定範囲

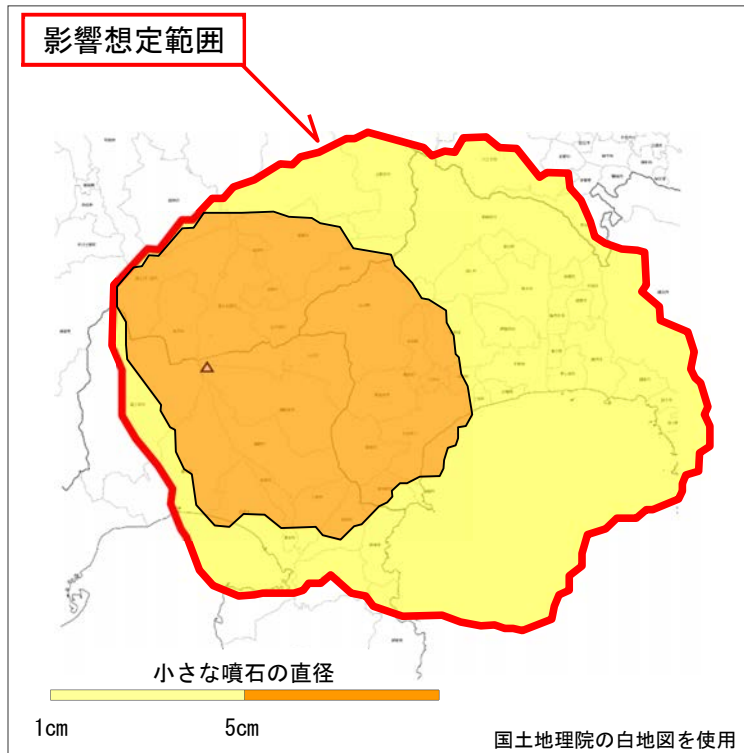


図5 融雪型火山泥流の可能性マップ

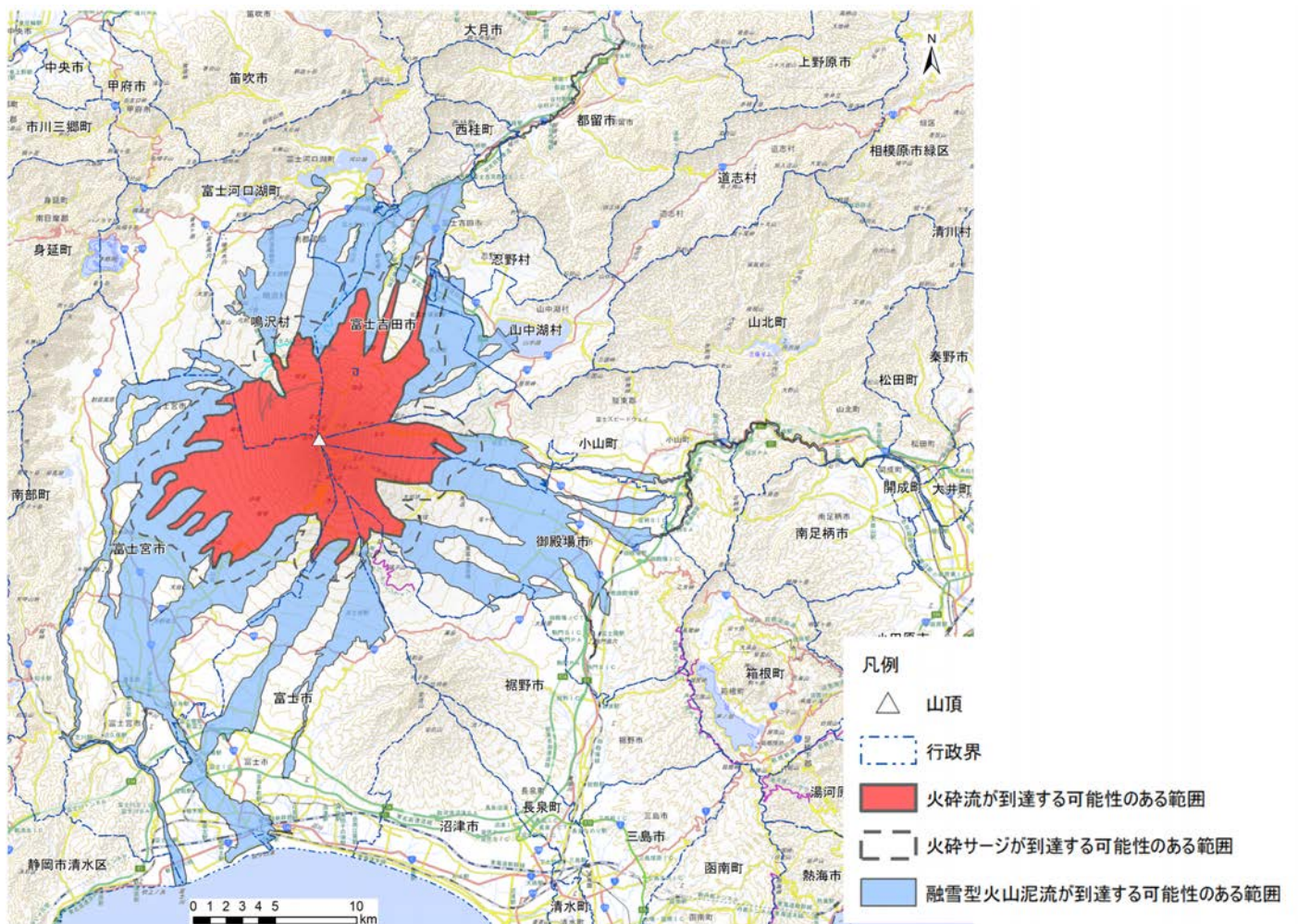


図6 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)

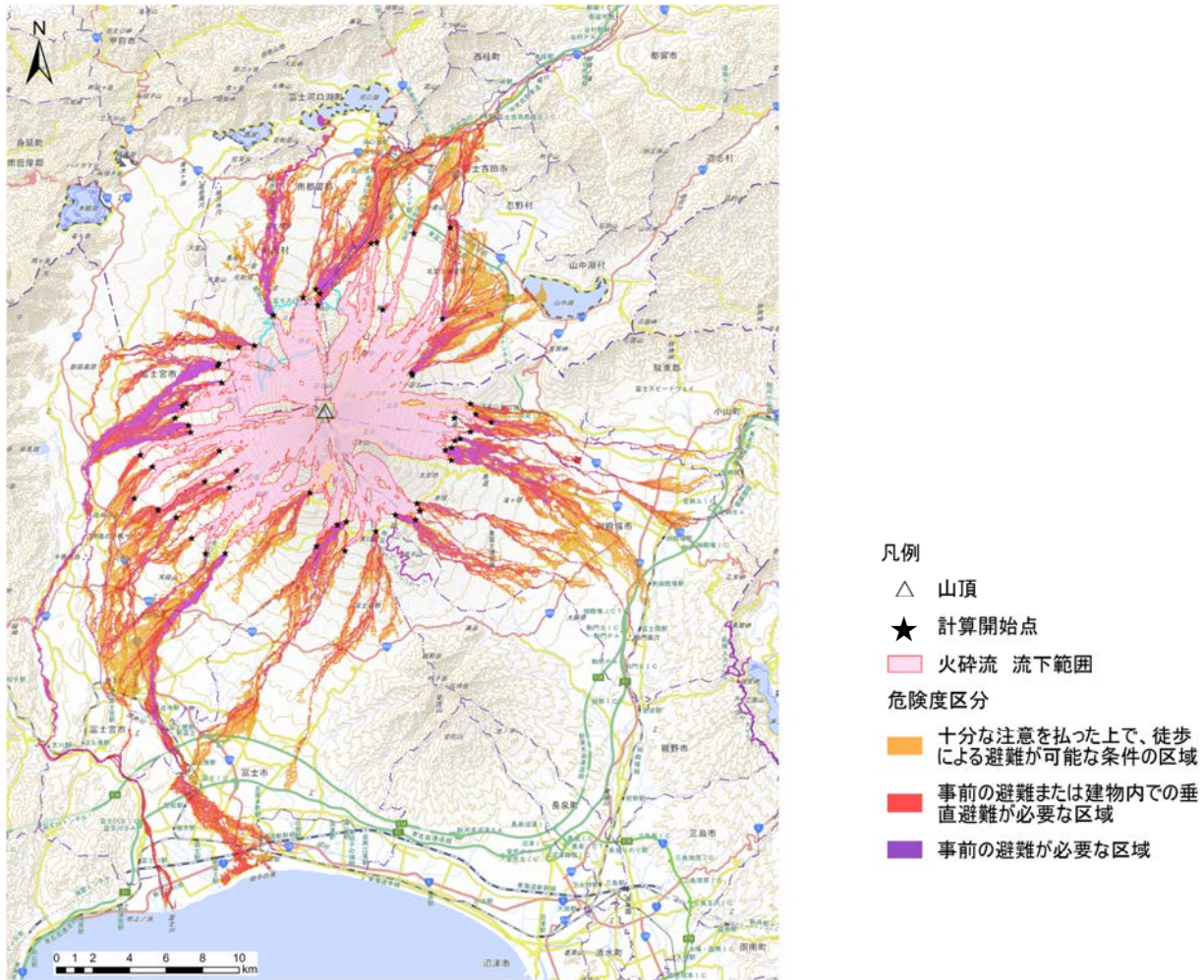


図7 降灰後土石流の可能性マップ

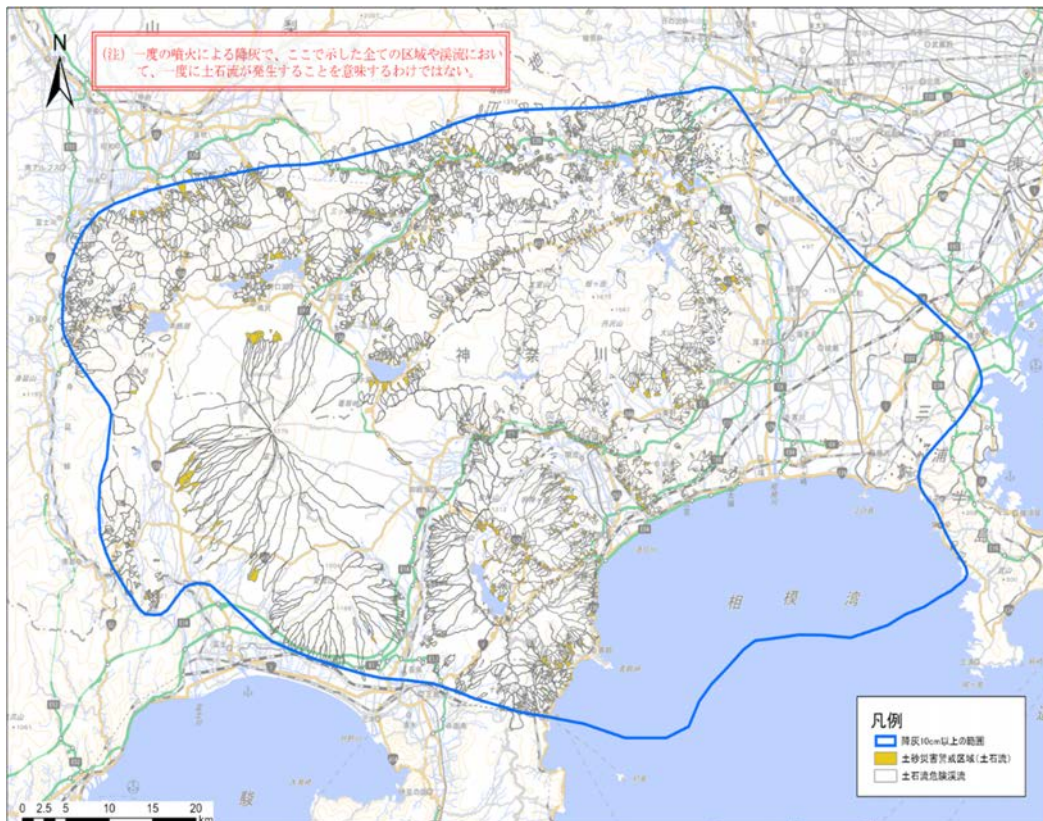
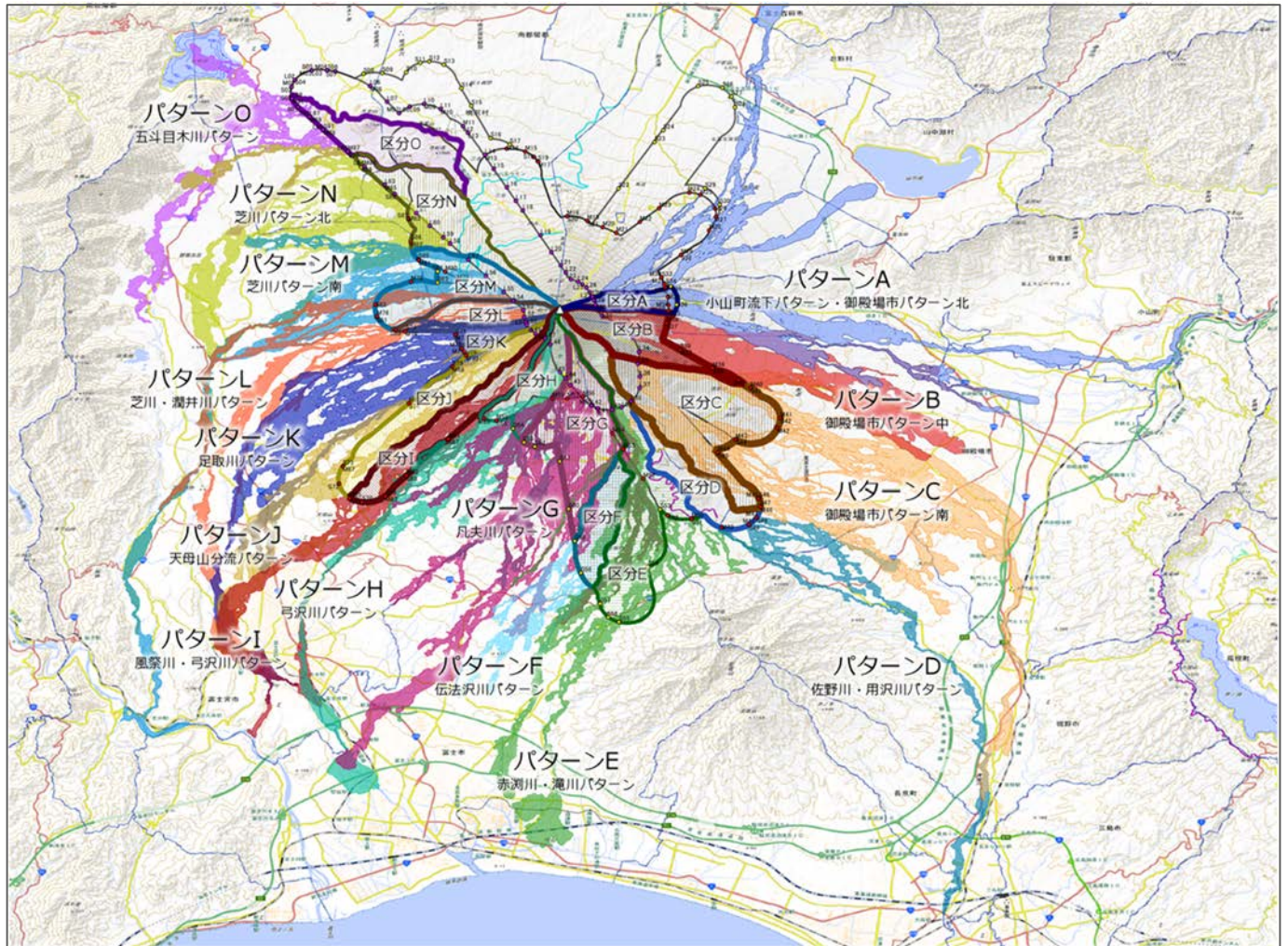


図8 避難促進施設一覧

No.	施設の名称	所在地
1	沼津学園第二幼稚園	沼津市大岡 3227-1

図9 溶岩流の流下パターン<sup>\*1</sup>及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図<sup>\*2</sup>

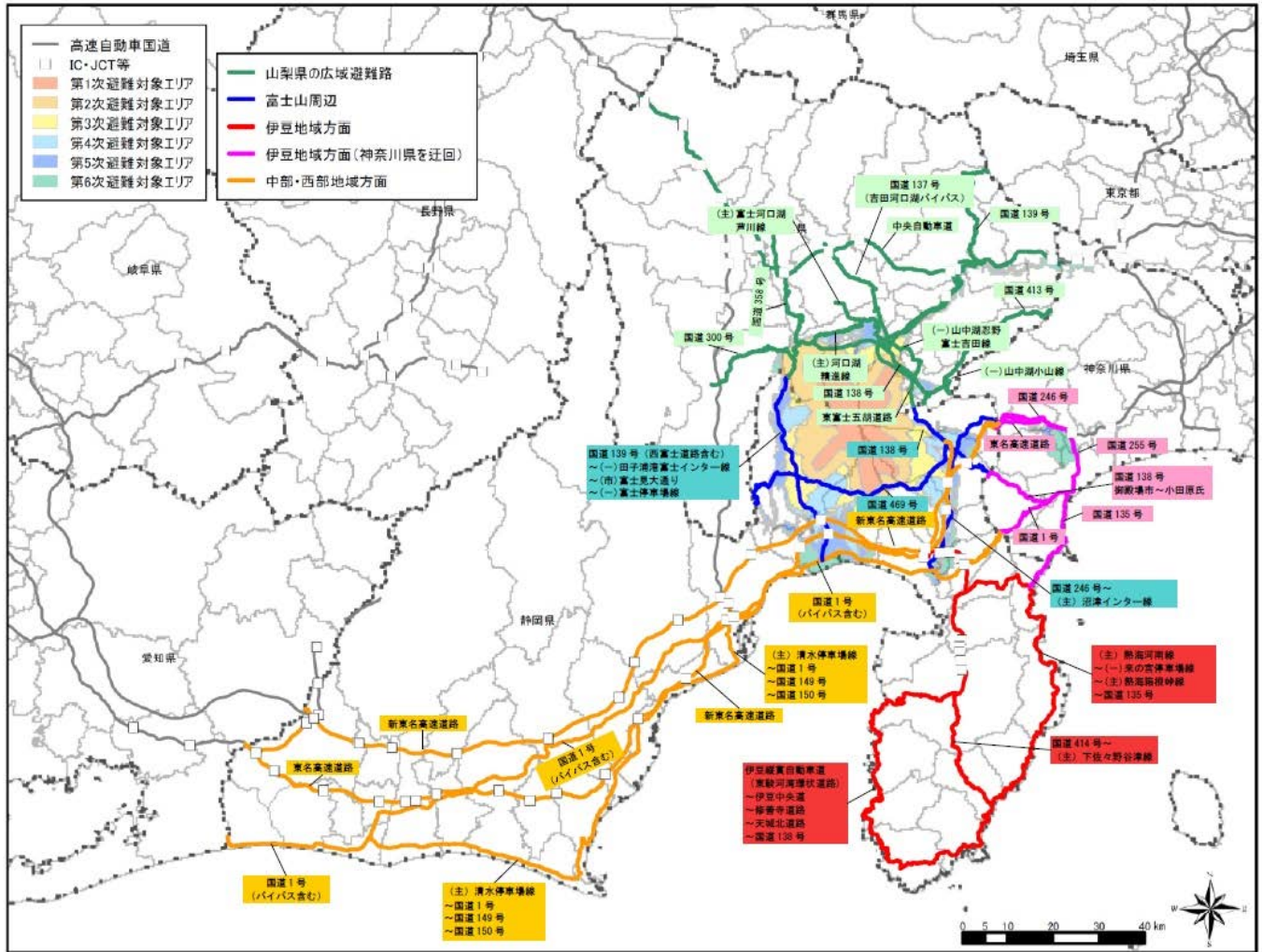


※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない。

沼津市に影響する溶岩流の流下パターン	パターンD
--------------------	-------

図 10 広域避難路



※高速自動車国道、緊急輸送道路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成

## 噴火前の事前避難先

(県危機情報課) R6. 4. 1

市町名	避難対象人口 (第1次、2次エリア)	受入避難所定員
小山町	670	3,462
御殿場市	7,296	7,882
裾野市	2,546	12,161
富士市	1,911	70,216
富士宮市	12,011	25,106
合計	39,089	121,758

### ○ 噴火前の事前避難

- ・全方位(全市町)で避難を実施する。
- ・日常生活(通勤・通学)を守る避難の観点から各市町内の避難所での対応を原則とする。
- ・各市町内の第1次避難対象エリアは噴火警戒レベル3の段階で、第2次避難対象エリアは噴火警戒レベル4の段階で避難する。

## 噴火開始直後の流下パターンごとの避難先

(県危機情報課) R6. 4. 1

流下パターン	避難実施市町	避難者数	受入市町
A	小山町、御殿場市	14,371	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
B	小山町、御殿場市	5,601	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 富士市、富士宮市
C	御殿場市、裾野市	37,821	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
D	裾野市、長泉町、沼津市	40,307	富士市、富士宮市
E	裾野市※、富士市	28,649	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 富士宮市
F	富士市	4,385	沼津市、三島市、清水町、長泉町 静岡市 富士宮市
G	富士市、富士宮市	34,409	御殿場市、裾野市、小山町 沼津市、三島市、清水町、長泉町 静岡市
H	富士市、富士宮市	30,680	
I	富士市、富士宮市	20,506	
J	富士宮市	14,095	
K	富士宮市	15,443	
L	富士宮市	24,113	
M	富士宮市	11,476	
N	富士宮市	11,476	
O	富士宮市	9,873	

### ○ 流下パターンによる避難(噴火開始直後)

#### ア 流下パターン避難最大避難者数

- ・東麓地域 40,307人 →必要な避難所規模 41,000人
- ・西麓地域 79,893人 →必要な避難所規模 80,000人

#### イ 避難経路、避難先要件

- ・噴火開始直後であり、避難時には主要交通は確保されているものとして対応する。
- ・自市町内の避難所への収容が原則であるが、噴火前の地震活動等の影響などの不確実性に備え、流下パターン毎に地域の全員の避難者数に対応するよう設定する。
- ・避難対象者が数万人単位となり避難の範囲が複数市町にまたがる場合もあることから、自市町だけでなく隣接市町を中心に避難先とする。火口の出現位置が東麓(西麓)であった場合は、西麓(東麓)地域を避難先とすることも想定する。
- ・降灰を伴う爆発的噴火の後に、噴火様式が変化し、溶岩流の流下が始まるということを想定した避難を行う場合は、降灰堆積が著しい地域を避ける等、避難所を開設できる状況にあることを確認のうえで、避難先とする。
- ・噴火現象判明後(火口位置特定後)、最大規模の溶岩流により終息までに影響が生ずる可能性がある市町は、再度の避難を避ける観点から避難先としない。
- ・複数の避難先市町を地域ごとにグループ化して調整する。

## ドリルマップ等避難時（最大影響）の避難先

（県危機情報課） R6.4.1

避難実施市町	避難者数※1（最大）	受入市町
小山町 御殿場市 裾野市 三島市 長泉町 清水町 沼津市	約 170,000 人 (L35)	富士市、富士宮市 熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 静岡市、浜松市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
富士市 富士宮市 静岡市	約 232,000 人 (L40)	熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市※2 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 浜松市 磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

※1 「避難者数（最大）」とは、溶岩流の拡大が終息した時点（最大 57 日後）の避難者数であり、直ちに当該人口の避難となる訳ではない。

※2 静岡市の広域避難の受入については、静岡市内の住民等避難者も考慮する。

一時集結地（広域避難）の開設予定地

（県危機情報課） R6.4.1

受入市町	施設名称	所在地	備考
沼津市	愛鷹広域公園	沼津市足高	※
三島市	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田	
清水町	清水町体育館	清水町堂庭	
長泉町	長泉中央グラウンド	長泉町納米里	
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀	
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田	
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野	
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間	
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所		
下田市	道の駅 開国下田みなと	下田市外ヶ岡	
東伊豆町	町立体育センター	東伊豆町稲取	
河津町	河津バガテル公園駐車場	河津町峰	
南伊豆町	道の駅 下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂	
松崎町	勤労者体育センター	松崎町道部	
西伊豆町	西伊豆町住民防災センター	西伊豆町宇久須	
静岡市葵区	西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷	
静岡市駿河区	草薙総合運動公園	静岡市駿河区栗原	※
静岡市清水区	清水庵原球場	静岡市清水区庵原町	
島田市	総合スポーツセンター ローズアリーナ	島田市野田	
焼津市	焼津市総合グラウンド	焼津市保福島	
藤枝市	藤枝市総合運動公園	藤枝市原	
牧之原市	牧之原市榛原総合運動公園ぐりんぱる	牧之原市仁田	
吉田町	吉田町防災公園 北オアシスパーク	吉田町神戸	
川根本町	山村開発センター	川根本町上長尾	
浜松市中央区	花川運動公園	浜松市中央区西丘町	
浜松市中央区	浜松アリーナ	浜松市中央区和田町	
浜松市中央区	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区村櫛町	※
浜松市中央区	可美総合公園総合センター	浜松市中央区増楽町	
浜松市浜名区	細江総合体育センター・細江総合グラウンド	浜松市浜名区細江町中	
浜松市浜名区	浜北グリーンアリーナ・浜北平口サッカー場	浜松市浜名区平口	
浜松市天竜区	船明ダム運動公園	浜松市天竜区船明	
磐田市	かぶと塚公園	磐田市見付	
掛川市	大池公園さんりーな	掛川市大池	
袋井市	小笠山総合運動公園	袋井市愛野	※
湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美	
御前崎市	浜岡福祉会館	御前崎市池新田	
菊川市	菊川運動公園	菊川市西方	
森町	森町営グラウンド	森町睦実	

※ 静岡県交通基盤部長と静岡県危機管理部長の間で「災害時等における県営都市公園の使用に関する覚書」を取り交わし、当該施設の使用が可能となっている。